

健全な土づくりの指導指針

県環境と調和した農業確立推進本部

健全な土づくりを推進することは、農作物の生産性向上とともに、安心・安全な農産物の安定的な生産や環境と調和した農業の推進を図る上で、極めて重要である。

このため、農業団体、市町村、県が、農業者や肥料生産・販売業者等に対して、健全な土づくりを指導する際に必要な事項を、この指針に定める。

1 地域の実態に即した栽培暦（基準）の作成

農業団体や市町村、県は、土壌の性質や栽培体系などの地域実態に即した栽培暦（基準）を作成し、これに沿った健全な土づくりや施肥等が実践できるよう指導する。

また、令和2年度に策定した「鹿児島県土壌管理指針（土壌改良及び施肥改善指針（七訂版）」や平成27年度に作成した「土づくりの手引き（土壌診断に基づく施肥）」を活用し、適正な土壌・施肥管理技術の普及による健全な土づくりの推進をより一層進める。

2 土壌診断の実施とその結果に基づく対策

（1）土壌診断の実施

農業団体や市町村、県は、作物の栽培前の土壌状態の把握等を通じて、作物の生産阻害要因を的確に捉え、対処するため、関係者が連携を図りながら、農業者に対して、定期的に土壌診断を受けるよう指導する。

また、診断結果の連絡にあたっては、合わせて理解しやすい処方箋の提示に努める。

（2）土壌診断の結果に基づく対策

ア 土壌・土層改良等の推進

農業団体や市町村、県は、深耕による作土の増加と排水性の改善、有機質資材や土壌改良資材の施用による心土肥培等の実施について、農業者等に対し、指導する。

なお、産地ぐるみでの改善が必要な場合は、国の交付金を活用した土壌・土層改良事業の導入を進める。

イ 施肥の改善

農業団体や市町村、県は、土壌診断結果等に基づいた適当な肥料の種類や適正な施用量を指導するとともに、肥効調節型肥料の利用や局所施肥など環境への負荷を軽減する施肥法を積極的に普及する。

なお、必要に応じて産地ぐるみでの施肥改善について、農業者等に対し、指導する。

3 有機質資源の利活用

(1) 家畜排せつ物

家畜排せつ物は堆肥化することで、汚物感をなくし、衛生的で取り扱いやすくなるが、施用量が過剰であれば、土壌等環境に悪影響を与える恐れがある。

このため、農業団体や市町村、県は、堆肥生産業者等に対し、「良質堆肥生産の手引き（平成29年）」を活用しながら、良質堆肥の生産が促進されるよう指導する。

また、施用に当たっては、耕種農家等に対し、畜種ごとの特性を踏まえ、「家畜ふんたい肥を活用した施肥技術（平成24年）」を活用しながら、土壌や作物に応じた適正な施用を指導する。

○ 家畜ふん堆肥の窒素成分

区 分	牛主体	豚主体	鶏主体
成 分 (%)	1.4	2.3	2.4
肥 効 率 (%) ※	30～40	50～60	60～70
製品100kg当たりの化学肥料換算窒素量 (kg)	0.42～0.56	1.15～1.38	1.44～1.68

※ 堆肥に含まれる全窒素成分のうち、施用した作物で利用可能な窒素成分の割合
注) 家畜ふん堆肥の成分については、一般的な事例

○ 施用基準の例（牛ふん堆肥）

作 物 名	堆肥施用量 (単位：kg/10a)	化学肥料施用量（単位：kg/10a）		
		窒素	りん酸	加里
早期水稲	1,000	5～7	5～6	6～7
普通期水稲（ヒノヒカリ等）	1,000	5～7	5～6	6～8
原料用さつまいも（マルチ）	1,000	8	12	20～24
さとうきび（奄美）	2,000	22～24	8～10	10～13
ピーマン（促成）	2,000	50	30	35
ニンジン	2,000	20	15	20
キク（輪ギク）	2,000	19～21	12～16	14～16
極早生温州（施設）	2,000	17	15	15
茶	1,000	50	24	24

注) 資料：「鹿児島県土壌管理指針（土壌改良及び施肥改善指針（七訂版））」

(3) さつまいもでん粉かす

さつまいもでん粉かすは、窒素成分をほとんど含まず分解しにくい。

このため、農業団体や市町村、県は、「甘しょでん粉粕の処理技術についてのマニュアル（平成7年）」等を活用しながら、さつまいもでん粉かすを土づくりに利用しようとする農家、生産者組織、堆肥生産業者等に対し、乾燥鶏ふんとの混合による堆肥化などを指導する。

- 「甘しょでん粉粕の処理技術についてのマニュアル」（県農業開発総合センター作成）の抜粋要約

甘しょでん粉かすの堆肥化	乾燥採卵鶏ふん1に対し、水分を除去した甘しょでん粉かすを4～5の割合（重量比）で混合した場合、約3か月で堆肥化が可能
--------------	--

4 肥料の適正な生産・流通の推進

- ・ 県は、肥料生産・販売業者等に対し、「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく普通肥料の登録や特殊肥料の届出を指導する。また、立入検査等により肥料の適正な品質表示や遵守事項を指導する。
肉骨粉等が含まれる肥料については、当該肥料の原料と国の検査機関による製造基準との適合性を確認するとともに、飼料への誤用、流用を防止するために義務づけられている適切な表示のあり方を指導する。
- ・ 農業団体、市町村、県は、使用済みの肥料袋の処理に当たり、農家等に対し、地域ぐるみの回収と再生利用による適正な処理がなされるよう指導する。
- ・ 万が一、違法行為等が発見された場合は、速やかに県経営技術課へ報告する。
- ・ 堆肥の保管に際しては、悪臭やハエ等の害虫が発生しないよう適正に管理し、また、移動や運搬に際しては、路上等への落下や害虫の拡散につながらないよう指導する。